

講演

《翻訳》

シンポジウム フランス不法行為法の現代的課題 ——環境損害・多衆侵害

パトリス・ジュルダン

アンヌ・ゲガン＝レキュイエ

ジョージアンヌ・キャリエール＝ジュルダン

訳・中原 太郎

- 第1講演 「導入—フランスの裁判所組織と被害者による訴権行使の方法」
(ジョージアンヌ・キャリエール＝ジュルダン)
- 第2講演 「フランス法における環境損害の賠償」(パトリス・ジュルダン)
- 第3講演 「フランス法における多衆侵害の賠償」(アンヌ・ゲガン＝レキュイエ)

【訳者まえがき】

本稿は、パトリス・ジュルダン氏（パリ第1大学教授）、アンヌ・ゲガン＝レキュイエ氏（パリ第1大学准教授）及びジョージアンヌ・キャリエール＝ジュルダン氏（弁護士）をお招きし、2017年3月25日に東北大学法学研究科で開催したシンポジウム「フランス不法行為法の現代的課題」における3氏の講演の翻訳である（掲載にあたり、原稿のアップデートをお願いした）。本シンポジウムは、訳者が研究代表を務める科学研究費補助金・基盤研究（A）「現代独仏民事責任法の融合研究—日本法の再定位を目指して」の活動の一環として、研究分担者・連携研究者各位の出席のもと、行われた。なお、同じく上記科研のプログラムと

して、同志社大学法学研究科及び東京大学大学院法学政治学研究科において、本シンポジウムとは別テーマ（契約責任と不法行為責任，人身侵害）に関する講演をしていただいております。そちらについては、荻野奈緒教授（同志社大学）による翻訳が別途公表される予定である。3氏の招聘及びシンポジウム・講演会の実施にあたり、荻野教授のほか、齋藤哲志准教授（東京大学）、竹中悟人教授（学習院大学）等、多くの方々に多大なご協力をいただいた。この場を借りて、深く感謝申し上げます。

ジュルダン教授は、フランス民事責任法に関心を寄せる者であれば知らない者はいないといっても過言ではないほどの、当該分野をリードする代表的研究者である。ジュヌヴィエヴ・ヴィネー名誉教授（パリ第1大学）との共著による民事責任法の体系書（LGDJ社の*Traité de droit civil*シリーズ）は、当該分野において最も権威を有する詳細なものであり、スザンヌ・カルヴァル教授（ルーアン大学）の協力を得て第4版が刊行されるに至っている（G. Viney, P. Jourdain et S. Carval, *Les conditions de la responsabilité*, 2013; *Les régimes spéciaux et l'assurance de responsabilité*, 2017; *Les effets de la responsabilité*, 2017）。ジュルダン教授は、訳者のパリでの在外研究（2012～2014年）における受入教員でもあり（拙稿「フランス不法行為法の現代的諸相—伝統と革新の間で—」東北法学会会報33号（2015年）1頁以下を参照）、ゲガン＝レキュイエ准教授とともに受入研究機関であるパリ第1大学法学研究所（アンドレ・タンク研究所）の私法部門の責任者（当時）であった。他方、同准教授は、ジュルダン教授の指導のもとで執筆され、高い評価を受けた博士論文『多衆侵害と民事責任』（*Dom-mages de masse et responsabilité civile*, Préface de P. Jourdain, Avant-propos de G. Viney, Coll. Bibliothèque de droit privé, LGDJ, 2006）（訳者による内容紹介として、拙稿「学会展望〈フランス法〉」国家125巻11＝12号（2012年）129頁以下）によって研究者としてデビューして以降、フランス民事責任法の中心的論者の1人として活躍している。在外研究中この上ないご厚情をいただいた両氏と、ジュルダン教授のご夫人であるキャリエール＝ジュルダン弁護士とを日本にお招きすることは、訳者の念願であった。

本シンポジウムにおいては、キャリエール＝ジュルダン弁護士にフランス民事責任法の制度的前提について概説していただいたうえで、ジュルダン教授に「環境損害」について、ゲガン＝レキュイエ准教授に「多衆侵害」（上記のように同

准教授の博士論文のテーマである) について、それぞれご講演をいただいた。両氏はフランス民事責任法の「伝統」(前掲の拙稿〔東北法学会会報〕を参照)を体現する論者であるところ、現代フランス不法行為法(その中でも「損害」論)の重要課題である2テーマに関する両氏の整理・検討は、同様の問題が潜在しつつも必ずしも体系的考察が盛んでない日本法にとって、貴重な情報源・発想源となるであろう。なお、近時のフランス不法行為法においては、「dommage」と「préjudice」という2つの「損害」概念の区別が語られるところ(拙稿「不法行為責任における利益の階層性—フランス法主義の行方」日仏29号(2017年)65頁以下を参照)、以下の翻訳では、前者に「侵害」、後者に「損害」の訳語を充てている(ただし、ジュルダン教授の講演は、両者の区別を用いず、「préjudice」に統一する)。

第1講演 「導入—フランスの裁判所組織と被害者による訴権行使の方法」 (ジョージアンヌ・キャリエール=ジュルダン)

I フランスの裁判所組織

2つの裁判機関の系統が存在します。行政裁判機関(行政裁判所の系統)と、司法裁判機関(司法裁判所の系統)です。行政裁判機関は、住民と行政が対峙する訴訟を裁断します。司法裁判機関は、私人間のすべての訴訟を裁断します。

それぞれの系統は、第1審裁判所、第2審裁判所及び最上級審裁判所という、階層的な裁判機関から成ります。第1審裁判所で裁断された訴訟は、いくつかの例外を除いて、二審制の原則に基づき、改めて裁判の対象とされることがあります(上訴)。終審として下された裁判は、それぞれの系統における最上級審裁判所に破毀上告されることがあります。最上級審裁判所は、法規範が適切に適用されたかを確認する役目を担います。

行政裁判機関の第1審は地方行政裁判所です。行政控訴院は、地方行政裁判所が下した判決に対する控訴について判断します。行政裁判機関の最上級

審であるコンセイユ・デタは、国家的事項に関する訴訟については第1審として、例外的な場面では第2審として、最も頻繁には最上級審として、裁断します。

司法裁判機関は、民事裁判所と刑事裁判所に分かれます。民事裁判所は民事を裁断し、刑事裁判所は刑事を裁断します。司法裁判機関の第1審は、多種の裁判所から成ります。第2審については、ほとんどの控訴は控訴院に集まります。破毀院は、司法裁判機関の国内最上級審です。

司法裁判機関と行政裁判機関の間の管轄争議や判断の対立は、権限裁判所で解決されます。同数の破毀院判事とコンセイユ・デタ判事から成る裁判所です。

II 被害者による訴権行使の方法

被害者は、責任主体又はその保険者と和解をすることができます。和解で解決されるのでない場合は、被害者は、自己の権利を主張するために裁判所に訴えを提起できます。

1 和解による方法

一定類型の事故による侵害について、法律上、和解の締結を促進するための手続が用意されています。たとえば、交通事故による侵害の賠償についての法律は、被害者に対する賠償申出を保険者に強制する手続を設けています。医療侵害の問題については、法律上、被害者の請求の審査を担当する委員会（和解・賠償委員会）が設置され、同委員会は、場合に依じて、保険者や保障基金に対し、被害者に賠償申出をする義務を課します。

フランス法上、いくつかの保障基金 (fonds de garantie) や補償基金 (fonds d'indemnisation) が創設されていることが強調されるべきです。その大部分は、事故被害者の補償の役目を担います。医療事故被害者に対する補償を行

う医療事故被害者補償庁（ONIAM）や、アスベスト被害者に対する補償を行うアスベスト被害者補償基金（FIVA）が典型例として挙げられます。また、全く別の分野に関するものとして、炭化水素による海洋汚染に起因する侵害の補償基金（FIPOL）も挙げることができます。そのほか、犯罪やテロ行為の被害者を補償するための基金が、責任主体の支払不能・特定不能ゆえに設けられています。犯罪・テロ行為被害者保障基金（FGTI）です。さらに、一定のケースでは、責任主体が保険をかけておらず支払不能に陥った場合、あるいは保険会社の返済不能の場合に被害者への補償を負担する基金があります。強制損害保険保障基金（FGAOD）です。

現代においては、裁判手続をとる前に紛争解決斡旋を行うよう要求する法律が増えています。和解の試みを促進し、裁判所に訴え出るのを回避させるのです。

2 裁判による方法

被害者は、和解による方法が失敗した場合には、賠償を得るために裁判機関に訴えを提起することを余儀なくされます。責任主体の性質に応じて、被害者は、公法人ならば行政裁判機関に、私人ならば司法裁判機関に、訴えを提起します。

後者、すなわち純粋な私法上の訴訟の場合、原則として、被害者は民事裁判所に訴えを提起しなければなりません。民事裁判所は、不法行為責任についても契約責任についても権限を有します。最近の法改正により、一定の団体は、多衆侵害を生じさせた同一責任原因の被害者を結集させて集団訴権を行使することができるようになりました。消費者訴訟、保健衛生生産物による侵害に関する訴訟、さらには環境侵害に関する訴訟について、この集団訴権が創設されました。

それに対し、被害者は、侵害が犯罪の結果である場合には、権限ある民事

裁判所に訴えを提起するか、刑事裁判所に訴えを提起するかを選択することができます。後者の場合、犯罪の被害者は、国の訴追機関たる検察官がすでに提起した公訴に参加することができます。公訴が提起されていない場合には、被害者は刑事裁判所に私訴を提起することで、公訴を開始させることができます。私訴申立てを伴う告訴を予審裁判機関に行う方法と、権限ある刑事裁判所に直接私訴を提起する方法があります。刑事裁判所への私訴の方法には、刑事手続の糾問的性格に由来するメリットがあります。訴追は検察官の役目であるため、被害者は責任成立の証明負担を負いません。自己の被害を証明するだけでよいのです。反対に、民事裁判所では、弾劾の手続ゆえに、被告が民事責任を負うための要件をすべて被害者が証明しなければなりません。その代わり、民事裁判所に訴えを提起する方法は、常に、すなわち侵害が犯罪によるものでなくても、用いることができます。また、被害者は、民事裁判所では、フォートによらない責任を主張することができます。

* * *

司法の迷宮においては、どの裁判機関でも必須ではないものの、被害者が弁護士によってサポートされるのが望ましいといえます。被害者団体や専門の弁護士、さらにはそれらを手助けする専門家は、訴訟追行にあたって決定的な役割を果たします。法や手続の複雑性ゆえに、それらの者に頼ることが不可欠なのです。

なお、現在ではもはや、司法裁判機関と行政裁判機関とで被害者への賠償について大きな差異はないことを、注記しておきます。

第2 講演 「フランス法における環境損害の賠償」

(パトリス・ジュルダン)

環境損害とは、自然に対する侵襲から生じる損害をいいます。それが法的シーンに現れるようになったのは、比較的最近のことです。環境損害の賠償

を確保しようという考え方は、環境に対して深刻な侵襲をもたらした様々な大規模事象の結果として、生まれてきたにすぎません。

国際的なレベルでは、様々な機関において、環境損害を防止し賠償する必要性が検討されてきました。たとえば、1975年以降、「環境に対する侵害についての責任」に関するヨーロッパ評議会勧告第753号は、各国に対し、この種の損害について、国内法に客観的責任の規律を組み込むよう促しました。その後、様々な国際憲章・国際宣言（たとえば1992年のリオ宣言）・国際条約⁽¹⁾において、こうした要請が力強く再確認されました。そして、環境責任に関する2004年4月21日のEC指令第35号は、加盟国に対し、国内法に環境責任を導入することを義務付けるに至りました。

フランスにおいて環境損害の賠償が学説上初めて主張されたのは、1960年代末のことです。環境損害の賠償を認める最初期の判例は、1970～80年代にさかのぼります。それらの数は多くなく、明示的な判断でもありませんでした。というのは、環境損害の賠償は、一般に、環境保護団体の精神的損害の賠償として認められていたからです。エリカ号（日本で建造された石油タンカーであり、1999年にフランスの海岸沖で沈没し、沿岸400キロメートルに渡り積荷である重油を流出させた）の難船事件において初めて、破毀院は環境損害を承認しました。2012年9月25日の判決⁽²⁾です。

その間、2004年4月21日のEC指令を国内法化する、環境責任についての2008年8月1日の法律第757号により、環境損害の現実賠償を認める行政警察的規律が設けられました。続いて、憲法的価値を持つ「環境憲章」において、法律が定める範囲で環境損害を防止・賠償することが義務付けられました。そしてついに、生物多様性に関する2016年8月8日の法律第1087号が可決され、同法により、民法典に環境損害の賠償に関する一連の条文が付け加えられました（民法典第1246条ないし第1252条―後掲の訳者添付資料1を参照）。破毀院に続いて、立法者がこの損害の賠償を承認したのです。

この損害は、今やフランス実定法の不可欠な一部を成します。しかし、その概念や賠償方法については、なお著しい困難があります。

その困難とはどのようなものか、概念の複雑性（Ⅰ）と賠償の困難性（Ⅱ）を明らかにすることにより、検討していきましょう。

I 概念の複雑性

概念の複雑性は、一方で、他の賠償可能な損害との対比での環境損害の特殊性（A）に、他方で、環境損害を構成する要素の多様性（B）に、由来します。

A 環境損害の特殊性

環境損害の特殊性は、2点に見出されます。環境損害の概念が二元的であるということと、その構成要素の1つが客観的であるということです。

1. 環境損害には、よく知られた曖昧さがあります。すなわち、環境損害には2つの捉え方があり、またそれらは対立するものの、互いに排斥するわけではありません。

第1の捉え方は、伝統的な捉え方ともいうべきものであり、環境に対する侵襲により「人間が被害者」として、環境損害を捉えます。個人主義的かつ人間中心的なこの第1の捉え方は、環境損害に真の自律性を全く与えません。法は、環境損害が、人間、その人身又はその財産に悪影響を与えるがゆえにのみ、それを考慮するのです。環境損害は常に、経済的損害と精神的損害という通常の区別に従って把握されます。

第2の捉え方はより特殊「環境的な」ものであり、それによれば、環境損害は、人間に対する影響とは独立に、それ自体として、すなわち自然環境に対する直接の侵襲として捉えられます。人間の利益を毀損する環境損害と区

別するべく、しばしば「純粹環境損害」という表現で指し示されます⁽³⁾。個人的な他のあらゆる損害を捨象して捉えられるという意味で、こうした表現が用いられるのです。

環境責任に関する様々な条文が対象とするのはこの「純粹」環境損害の概念であり、それらが定義するのもこちらの概念です。

2008年8月1日の法律では、国内法化の対象たる指令の文言が実質的に踏襲され、環境損害は、「測定可能な直接的又は間接的な環境の悪化」と定義されています。最近の2016年8月8日の法律は、環境損害を、より精密に、「生態系の構成要素及び機能又は人間が環境から引き出す集団的利益に対する無視できない侵襲から成る損害」と定義します。

しかし、これら2つの環境損害の捉え方は排他的ではなく、互いに補完するものようにすら思われます。これらには、損害源の単一性、すなわち自然に対する侵襲という共通点があります。

環境損害の一覧表を作るという試みはすべて、環境が直接に被る損害のほかに、人間に対して生じる損害をも念頭に置いています。このことは、環境損害の概念が、広い概念枠組みのもとで、純粹環境損害と派生的な個人的損害とを統合しうるものであることの証左にほかなりません。

2. しかし、環境損害の特殊性にはもう1つの側面があります。それは、「純粹」環境損害のみに関わります。人間が被る個人的・主観的な損害とは異なり、「客観的な」損害であるということです。

すなわち、損害が生じた対象とそれについて賠償請求できる者とが、分離します⁽⁴⁾。環境損害は、直接に自然環境に影響を及ぼすものです。けれども、環境は法的人格を欠くために、自分自身で賠償を求めることはできません。被害者なき、権利主体なき損害が出現するのです。賠償請求をすることができ訴訟を提起する権限を有するのは、必然的に、この損害を被ったので

はない者であるということになります。

そもそも訴権の主体が賠償債権を有していないというだけでなく、厳密に
いえば、債権者自身が存在しないのです。「客観的」損害であるといえるの
は、このためです。

後述するように、損害の客観性というこの特殊性は、賠償の段階で様々な
困難をもたらすことになります。

環境損害の客観的な捉え方と主観的な捉え方が両立可能であり、相互補
完的であるゆえに、環境損害の構成要素は多様なものとなります。このこと
により、概念がさらに少し、複雑化します。

B 構成要素の多様性

環境損害は、人身損害と同様に複数の要素から成り、それらは様々な方法
で分類することができます。すでに学説上、いくつかの類型化や一覧表が示
されています⁽⁵⁾。ここでは、あるワーキング・グループが示したものを取り
上げるにとどめましょう。「環境一覧表」(Éco-nomenclature)と呼ばれるも
のであり(後掲の訳者添付資料2を参照)、すでにいくつかの裁判所で参照され
ています⁽⁶⁾。当該一覧表は、「環境に対して生じた損害」と「人間に対して
生じた損害」を区別します。

1. 「環境に対して生じた損害」は、以下のものを含みます。

- 1) 土壌及びその機能に対する侵襲
- 2) 空気又は大気及びそれらの機能に対する侵襲
- 3) 水、水環境及びそれらの機能に対する侵襲
- 4) 種及びそれらの機能に対する侵襲

要するに、自然資源や自然種、そしてそれらの機能に対する侵襲すべてで
す。「純粹」環境損害と名付けられるものには様々な相があり、上記の損害

はそれらに対応しますが、これ以上論じることはいたしません。

2. さらに、「人間に対して生じた損害」のカテゴリーも、分析が必要です。先の一覧表では、それが2種類に分けられています。

1) まず、「個人的損害」です。環境に対する侵襲から生じる、古典的な経済的損害や精神的損害を指します。自然人でも法人でも賠償請求することができ、一般法に従って賠償されます。2016年8月8日の法律において、「差し迫った侵害の実現を防止するために、侵害の悪化を避けるために、又は侵害の結果を低減させるために余儀なくされる出費は、……賠償可能な損害を構成する」と規定されていることのみ、指摘しておきましょう。また、より最近では、2016年11月18日の法律第1547号により、環境に対する侵襲から生じる個人的損害の賠償について、「集団訴権」の行使が認められたことを付け加えておきましょう。

2) 次に、「集団的損害」です。人間に対して生じた損害のこの第2類型については、困難が生じます。一覧表は、2種類に分けています。

- 「環境の効能」(制御的効能、供給的効能及び文化的効能)に対する侵襲
- 環境保護の任務に対する侵襲

これらの集団的損害は、環境に対して生じた損害に、すでに含まれているのではないかが問題となりえます。

1° たとえば、環境の効能に対する侵襲は、環境に対して生じた損害のカテゴリーで言及されていた、土壌、空気、水及び自然種の機能に対する様々な侵襲と、取り違えてしまうほどに似通っています。

そもそも、2004年指令も2008年国内法化法も、環境に対する損害の中に、自然資源がそれ自体又は公衆のために確保している機能という意味における「環境の効能」に対する侵襲を含んでいました。そして、2016年法は、環境損害を定義するにあたり、「生態系の構成要素及び機能又は人間が環境

から引き出す集团的利益に対する無視できない侵襲」に言及します。

このことは、環境の効能に対する侵襲と自然及び生態系の機能に対する侵襲とが混同されるものであるということを示しているのかもしれませんが。そして、このことから、純粹環境損害とは区別して、この集团的損害を賠償するのはいささか過剰ではないかが問われるに至ります。

2° 「環境保護の任務に対する侵襲」というのも、一覧表が取り上げ、2種類に区別していますが、その自律性に関して、似たような観察が成り立ちます。

a) 第1に、「環境の防御を担当する公的又は私的な主体により防御される集团的利益に対する侵襲」です。ここでは、環境の防御を任務とする非営利社団及び他の公法人がその賠償を求め、往々にしてその賠償を獲得しているような損害が見出されます。判事は、長らく、これらの団体の精神的損害の賠償を認めてきました。より最近では、判事は、団体が防御する集团的環境利益の侵襲から成る集团的損害の概念を指向します⁽⁷⁾。けれども、そこで賠償の対象とされてきたのは、常に、純粹環境損害でした。このことから、再帰的な問題が生じます。すなわち、環境保護の任務に対する侵襲から成る損害というのは、これもやはり、一覧表が言及する「環境に対して生じた損害」と重なるのではないのでしょうか。

b) 第2に、一覧表は、この集团的損害の中に、環境の防御を担当する法人がその任務の遂行のために行ってきた「努力の消散」を含めます。裁判所は、時としてこうした損害の賠償を認めます。特にエリカ号事件においてそうでした。けれども、それはむしろ団体の精神的損害であり、したがって個人的損害なのではないのでしょうか。団体目的、団体が推進する価値、あるいは行われてきた努力に対する侵襲を指摘する諸判決が存在しますが、それらは個人的損害という性質決定に依拠して、一般に賠償を認めてきたのです⁽⁸⁾。

これらのいくつかの分析は、一覧表の作成が繊細な作業であるということ
を明らかにします。同時に、環境損害は多元的で複雑であり、結局は捉えが
たい概念であることが確認されます。

残念ながら、賠償の問題はより簡単であるというわけにはいきません。

II 賠償の困難性

環境損害の賠償の原則自体には、まったく問題はありません。一般法に基
づく責任原因と、責任原因と損害の間の因果関係があれば足ります。2016
年8月8日の法律は、「環境損害について責任を負う者はすべて、それを賠
償する義務を負う」と規定し、それにより、一般法を黙示に参照していま
す。ここでは、新たな責任が創設されているわけではないのです。

他方、いくつかの障害があるために、環境損害の賠償はややこしいもの
となります。これらはもっぱら、純粹環境損害に関わります。

最重要の異論は、毀損される利益に個人的性質がないこと (A) と、金銭
賠償にまつわる危険 (B) について寄せられます。

A 毀損される利益に個人的性質がないこと

これについて示される賠償への異論は、2つあります。すなわち、訴権の
受理要件であるところの、訴えの個人的利益の欠如という点と、賠償の実体
的要件であるところの、主張される損害の個人的性質の欠如という点です。

1. 周知のように、訴権の受理要件として、訴えの個人的利益の存在が挙げ
られます。このことは、「利益なければ訴権なし」という格言が示すところ
です。純粹環境損害は自然を侵襲するものにほかならないところ、この自然
は法的人格を有しないわけですから、この客観的損害の賠償について、個人
的利益を主張できる者はいません。

この難点を克服するために、立法者は、様々な要件のもと、環境利益を防御する一定の私的・公的団体に対し、訴えを提起する資格を与えることを決めました。

他方、こうした法律上の資格付与がない場合、あるいはそのための要件が満たされない場合であっても、判例は、団体の訴権行使を認めることに躊躇しませんでした。非営利団体の定款上の任務又は公法人の法律上の任務と適合的に、それらの団体が集团的利益（ここでは環境利益）の防御のために訴えを提起するという点で十分であるとしていたのです。

2016年8月8日の法律は、訴えを提起する資格を有する者の範囲を、さらに広げました。訴権は、「訴えを提起する資格及び利益を有するあらゆる者」に開かれることになりました。この規定に続き、これらの要件を満たす公法人・私法人の非限定的なリストが掲げられています。

したがって、訴えの利益及び訴権の受理可能性の問題は、解決されたようです。

克服対象として残るのは、一般にいわれる、損害の個人性の要請です。

2. 賠償可能な損害は、確実性を備えるだけでなく、原告個人のものでなければならぬということが、しばしばいわれます。しかし、こうした要件はどこにも規定されておらず、いずれにせよ、個人的利益を毀損する主観的損害についてしか当てはまらないでしょう。

純粋環境損害を、いかなる法主体も侵害されないという客観的損害として認め、個別的な被害者ではなく人間の集団（人類）の侵襲という集团的損害として認める以上、個人的損害であることを要求するのは、もはやナンセンスです。この損害が存在し、それが法により保護される利益の毀損であるということだけで十分です。正常な環境の保護についての人類の利益が問題となっている以上、それは満たされます。

それゆえ、判例は今や、何らの法律上の資格付与がなくても、公的・私的な団体の訴権を認めているのです。

したがって、環境損害の賠償の承認に固有の困難は、解決されようとしています。他方、立法者は、金銭賠償にまつわる困難への介入を要請され、解決策を用意しました。

B 金銭賠償にまつわる危険とその対処策

環境損害の賠償は、一般法と同様、現実賠償又は賠償金の付与によって行われることができます。ただし、現実に判事により頻用されるのは、後者の形態です。その主たる理由は、おそらく、責任主体は手段や技術的能力を欠くために、現実賠償を行うことができないのが通常であるという点にあるでしょう。

けれども、金銭賠償は、純粹環境損害の賠償にまったく不向きであるように思われます。

まず、よく知られ明白なことであるゆえ、くどくどいうつもりはありませんが、(自然には価格がありませんから)何らの金銭的指標もない中で損害を算定するという解決しようのない困難があること、さらには裁判所が用いている方法がまったくもって恣意的・技巧的であるということが挙げられます。判事は、たいていの場合、原告個人に関わる基準を用いますが、それは損害の広範性を反映するものではありません。

ただ、おそらく、最も重大な問題は、別の点にあります。すなわち、金銭賠償は、流用されたり、過剰な賠償がなされたりという様々な危険をもたらします。喜ばしいことに、それらは解決策がないわけではありません。

1. まず、侵害対象(自然)と賠償訴権の主体(団体)が分離するということをすでに指摘しましたが、それにより、賠償金の流用の危険が生じます。

一般法におけるのと同様に、賠償金の受益者が受領した賠償金を意のままに用いることができるとしてしまうと、支払われた資金が実際に環境損害の賠償に用いられる保障がまったくありません。

しかるに、この損害は自然を侵襲するものであり、訴権の主体はいかなる賠償債権も有しません。代理人と同じように、その者は自然のために行為するにすぎませんから、適切な管理をしなければならないはずです。

ありうべき資金流用の危険を払拭するのに適した解決策が存在します。

1つ目の解決策は、現実賠償を優先するというものです。2016年8月8日の法律が採用した解決です。すなわち、同法は、「環境損害の賠償は、現実賠償によって優先的になされる」と規定します。金銭賠償は、「修復措置が法的若しくは事実に不可能な場合又はそれでは不十分な場合」に、補充的にのみ行われます。

一般的に提案される2つ目の解決策は、賠償金を実際に環境損害の修復に充てる義務を課すというものです。それによれば、判事は、支払われる金銭が防止措置又は保護措置に用いられなければならないと判示することができます。

2016年法は、損害賠償が「環境の修復に充てられる」のを命じることにより、この解決をも採用します。賠償が有効になされるのを確保するために、責任主体が環境修復に資する措置を講じることができない場合には、賠償金は国に付与されます。

2. 金銭賠償がもたらすもう1つの危険が、賠償が過剰となる危険です。

これは、損害の様々な構成要素の混同、とりわけ純粹環境損害と一覽表記載の集団的損害の間の混同から、すでに生じます。

この危険はまた、純粹環境損害の賠償について原告が複数存在する場合にも、生じます。エリカ号事件は、この危険を実証します。事実審裁判所にお

いて、複数の地方公共団体及び非営利社団の請求が認められたのです。これによって、純粹環境損害が複数回賠償されることになってしまわなかったのでしょうか。自然は分割できず、それゆえに環境損害は単一であるだけに、こうした疑問が湧きます。

このような非難を免れるためには、おそらく、複数の原告に訴権が認められるけれども、そのうち修復資金の使用について最も信頼できる者にのみ賠償金が支払われなければならないということを、認めなければならないでしょう。

* * *

以上より、この新規の損害の承認は、その概念把握にも賠償にも関わる困難をもたらすことがわかります。しかしそれでも、困難があるからといって、法がそれを引き受けるのを妨げることはできません。

特筆すべき判例主導の末に、フランスの立法者は当該問題を掌握したのです。

※訳者添付資料1 生物多様性、自然及び景観の回復のための2016年8月8日の法律第1087号

第4条VI 契約、債権債務の一般的規律及び証拠の法を改正する2016年2月10日のオルドナンス第131号に基づく民法典第3編の規定は、以下のよう
に修正される。

1° 第3章第2準章第2節の後に、以下のよう
に規定される第3節が挿入される。

第3節 環境損害の賠償

第1246条 環境損害について責任を負う者はすべて、それを賠償する義務を負う。

第1247条 生態系の構成要素及び機能又は人間が環境から引き出す集団的利益に対する無視できない侵襲から成る環境損害は、本章が規定する要件において、賠償されうる。

第 1248 条 環境損害の賠償訴権は、国、フランス生物多様性機構、地方公共団体、その管轄地域が関わる地方公共団体及びその集合並びに公施設、被承認非営利社団又は訴訟提起の日の少なくとも 5 年前に創設された非営利社団であって自然保護及び環境防御を目的とするもの等の、訴えを提起する資格及び利益を有するあらゆる者に与えられる。

第 1249 条① 環境損害の賠償は、現実賠償によって優先的になされる。

② 修復措置が法的若しくは事実に不可能な場合又はそれでは不十分な場合には、判事は、責任主体に対し、環境の修復に充てられる損害賠償を、原告、又は、原告が環境の修復のために有益な措置をとることができない場合には国に対して支払うよう命じる。

③ 損害の算定は、必要な場合には、すでに行われた修復措置、特に環境法典第 1 編第 6 章の適用の枠内で行われた修復措置を考慮する。

第 1250 条① アストラントが命じられる場合には、その数額は、それを環境の修復に充てる原告のために、又は、原告が環境修復に資する措置を講じることができないときは、それを環境の修復に充てる国のために、判事が確定する。

② 判事は、アストラントの数額を確定する権限を保持する。

第 1251 条 差し迫った侵害の実現を防止するために、侵害の悪化を避けるために、又は侵害の結果を低減させるために余儀なくされる出費は、それが合理的に支出されたものである場合には、賠償可能な損害を構成する。

第 1252 条 判事は、環境損害の賠償とは別に、第 1248 条が規定する者からその旨の請求があった場合には、侵害を防止し又は差し止めるのに適した合理的な措置を命じることができる。

※訳者添付資料 2 「環境一覧表」(L.Neyret et G.J.Martin (dir.), Nomenclature des préjudices environnementaux, LGDJ, 2012, pp.15-22)

第 1 款 環境に対して引き起こされる損害

§ 1 土壌及びその機能に対する侵襲

§ 2 空気若しくは大気又はそれらの機能に対する侵襲

§ 3 水若しくは水資源又はそれらの機能に対する侵襲

§ 4 種及びその機能に対する侵襲

第 2 款 人間に対して引き起こされる損害

§ 1 集団的損害

A 環境の効能に対する侵襲

- 1) 制御的効能に対する侵襲
- 2) 供給的効能に対する侵襲
- 3) 文化的効能に対する侵襲

B 環境保護の任務に対する侵襲

§ 2 個人的損害

A 環境侵害から生じる経済的損害

- 1) 環境に対して引き起こされる損害から生じる既支出及び将来の費用
 - a) 発生防止措置の費用
 - b) 悪化防止措置の費用
 - c) 修復措置の費用
 - d) 風評克服措置の費用
 - e) その他の費用

2) 財産に対する侵襲

3) 減収ないし逸失利益

B 環境侵害から生じる精神的損害

- 1) ブランドイメージ又は評判に対する侵襲
- 2) 環境の享受についての損害

C 環境侵害から生じる身体的損害

- (1) 1989年に世界保健機構の後援で開催された環境及び衛生に関するヨーロッパ会議で採択された、ヨーロッパ環境・保健衛生憲章を参照。
- (2) *Crim.* 25 sept. 2012, n° 10-82.938, *JCP* 2012, n° 1243, note K. Le Couviour; *Gaz. Pal.* 24-25 oct. 2012, note B. Parance; *RTD civ.* 2013. 119, obs. P. Jourdain.
- (3) G.J. Martin, «Réflexions sur la définition du dommage à l'environnement: le dommage écologique "pur"», in *Droit et environnement*,

PUAM, 1995, p.115.

- (4) M.Bacache, «Quelle réparation pour le préjudice écologique?», *Env.* 2013. Étude 10.
- (5) 特に, 参照: L.Neyret, note au *D.* 2008. 2681 sous TGI Paris, 16 janv. 2008; M.Boutonnet, «La classification des catégories de préjudices à l'épreuve de l'arrêt *Erika*», *RLDC* 2010/73, n° 3874; M.Boutonnet et L.Neyret, «Préjudice moral et atteintes à l'environnement», *D.* 2010. 912.
- (6) L.Neyret et G.J.Martin (dir.), *Nomenclature des préjudices environnementaux*, LGDJ, 2012.
- (7) Civ. 3^e, 1^{er} juill. 2009, n° 07-21. 954, *Bull. civ.* III, n° 166, *JCP* 2009, n° 454, note N.Leblood; *RCA* 2009. comm. 314; *Crim.* 25 janv. 2011, n° 10-84.109 (「当該非営利社団が防御することを目的とする集団的利益に対する直接又は間接の損害」).
- (8) エリカ号事件について下された諸判決を参照: TGI Paris, 16 janv. 2008, *JCP* 2008. II. 10053, note B.Parance; CA Paris, 30 mars 2010, préc. 他方, 一覧表に依拠しつつこの集団的損害を非営利社団の精神的損害と区別するものとして, CA Nouméa, 25 févr. 2014, RG n° 2010/556, *D.* 2014. 669.

第3 講演 「フランス法における多衆侵害の賠償」

(アンヌ・ゲガン＝レキュイエ)

1. 人類社会は常に, きわめて大きな侵害結果をもたらし, 多数の被害者を生み出す様々な事象に直面してきました。

かつて特に問題となったのは, 地震, 暴風雨, 火災, 大流行病といった, 神の怒りの表れとしての自然災害でした。産業・技術の時代が到来すると直ちに, 人間の活動が, このような惨劇の源として浮上しました。鉱山事故や鉄道事故, 難船, あるいは工場爆発といったことが起こるようになったのは, はや100年以上前のことです。消費社会が発達し, 石油産業・化学産業・原子力産業が成長することにより, 海洋汚染等の公害事象や工業事故が

発生し、それらは当該技術が強力であればあるほど深刻さを増しました。ポパール農薬工場爆発事故（インド）、チェルノブイリ原発事故、あるいはより最近の AZF 工業団地爆発事故（フランス・トゥールーズ）を思い出せば足りるでしょう。他方において、大量生産・大量流通・大量消費のプロセスにより、広範囲で使用される製品の潜在的な侵害可能性が増すこととなります。そのことは、農産物であろうと、自動車であろうと、保健衛生生産物であろうと、さらにはアスベストであろうと変わりません。今日では、これらの技術的災害とは異なるものとして、さらにテロ行為が、広範囲にわたる侵害の潜在的発生源となっているように思われます。

2. これらの事象は、工業事故にせよ、技術的災害にせよ、あるいは連鎖的侵害にせよ、テロ行為にせよ、それらをどう表現するかにかかわらず、様々な面での動揺をもたらすものといえます。

第1の問題は、それらをどう把握するかです。この新規の侵害事象を単一的に把握するのは困難であると感じざるをえません。というのは、被害者が多数に及ぶがゆえに侵害状況がきわめて深刻であるという共通の特徴こそあるものの、侵害の源が多様であることも確かだからです。この難しさを克服するために提案されるのが、「多衆侵害 (dommage de masse)」の概念です。この概念によると、被害者の多数性という量的基準が決定的役割を果たすことが強調されます。そして、これにより、侵害規模の変容という、新規事象がもたらす侵害状況の独自性・特殊性が説明されます。ただし、侵害所為の単一性という質的基準を付加して精緻化することにより、概念を完全なものとする必要があります。以上より、多衆侵害という言葉は、「単一の侵害所為を契機として多数の被害者を生じさせる、人身、財産又は自然環境に対する侵襲」というように定義されます。ここでいう「単一の侵害所為」とは、事故（工場爆発等）のように単一の事象に由来するもの、及び、複数の侵害

所為全体の共通原因と考えられるもの（典型的には、欠陥生産物による侵害〔多数の被害の共通原因と考えられるのは、広範囲に流通する生産物に同一の欠陥があること〕を指します⁽¹⁾。

しかし、新規の侵害事象の単一的把握を進め、多衆侵害の概念を生み出したからといって、すべてが片づくわけではありません。多衆侵害というのは、第2に、その原因において、動揺をもたらすものでもあるからです。多衆侵害は、我々の無力感や警戒心を掻き立て、危機感・断絶感を抱かせます⁽²⁾。科学や技術、一定の技術的選択、さらにはより一般に、真の犯人であるところの人類社会に寄せてきた信頼が、損なわれることとなります⁽³⁾。

多衆侵害は、第3に、その帰結の面でも動揺をもたらします。ここにも、大きな、多数の困難があります。たとえば、悪化した自然環境の修復が困難であるということがありえ、そのことが後々、現在及び将来の世代にとって新たな侵害源となることが危惧されます。また、特に、身体又は財産を侵害された多数の個人への賠償の難しさがあります。賠償法がその発動を要請されつつも、試練にさらされるのは、この局面です。

3. 試練にさらされるというのは、賠償法がそのために構想されたものではないからです。フランス法上、賠償法をもっぱら担うよう1804年に任されたのは、民事責任であり、そしてその1804年当時は、民事責任の規律が、多衆侵害に関する規律とは全く異なる観点から定められていたからです。民事責任の使命は、個人的な紛争、すなわち加害者と被害者の対峙を解決することであり、それは当時の経済的・社会的文脈に完全に合致するものでした⁽⁴⁾。それに対し、多衆侵害のケースでは、侵害主体は多数の被害者と対峙することとなり、賠償の古典的モデルは崩壊します。民事責任法は、この新たな侵害事象を把握しうるよう、発展していく必要がありました。潜在的な責任主体の利益と被害者の利益とを調和させつつ、当初の限界を乗り越えて

(170)

いかなければならなかったのです。

4. 100年以上前から実現されてきた賠償法の発展が、多衆侵害への対処を推進力として、この目的を追求するものであったことは、疑いないところです。そして、今日では、こうした展開は、2つの並行的な動向によって特徴付けられるように思われます。第1の動向は、賠償を民事責任法に結び付け続けるというものであり、ここでは、民事責任法は、参照枠組みの役割を果たし続けます。第2の動向は、反対に、賠償を民事責任法から切り離すというものであり、ここでは、民事責任法は、もはや補的な役割しか果たしません。

フランス法における多衆侵害の賠償を扱う本報告では、この2つの動向を浮き彫りにしたいと思います。民事責任と結び付いた賠償（Ⅰ）と民事責任と切り離された賠償（Ⅱ）のそれぞれについて、見ていきましょう。

I 民事責任と結び付いた多衆侵害の賠償

5. 多衆侵害の賠償が民事責任と結び付けられ続けるとするのは、民事責任が本質的役割を維持しているということにほかなりません。しかし、そうであるからといって、賠償を支配するルールが1804年当時のものと変わらないということではありません。むしろ真逆であって、多衆侵害は、民事責任の発展の重要な原動力でした。一方で、特別な規律枠組みが増加しました（A）。他方で、一般法は、その生命力を示す術を心得ていました（B）。

A 民事責任の特別な規律枠組みの増加

6. 多衆侵害の賠償に向けられた民事責任の特別な規律の増加は、危険だが必要であると考えられる技術的活動の文脈で見られます。「危険」であるというのは、事故が起きた場合の侵害が甚大でありうるということです。「必

要」であるというのは、現代社会の技術的・経済的成長に不可欠であると考えられるということです。ここにおいて立法者が切望したのは、成長の要請と、多数の被害者が受けうる侵害の賠償の要請とを、調和させることにありました。

この観点からは、民事責任の一般法は、不適切であると考えられました。潜在的な責任主体から見れば、自己の活動の維持にとって、多数の侵害の賠償を命じられるのは大きな脅威でした。被害者から見れば、民事責任の古典的要件は障害にほかならず、その障害は、とりわけ、責任原因や因果関係の証明のレベルにおいて克服不可能なものでした。また、責任が成立したとしても、責任主体の支払能力を担保するものは何もありません。さらに、外部的な要因により、賠償はさらに困難なものとなりえます。当該の侵害活動が複数の国にまたがって行われたり、ある国の国境を超えて侵害が行われたりするような場合です。

それゆえ、立法者は、特別の規律枠組みを作ることにより、あるべき均衡を実現するに至りました。そのあるべき均衡というのは、潜在的な責任主体をその資力を超えた賠償債務から保護する一方で、被害者に対する賠償を確保するというものです。1920年代以降に航空の問題について⁽⁵⁾、1960年に原子力の問題について⁽⁶⁾、1970年代に炭化水素の海上運送について⁽⁷⁾採用された特別の規律枠組みが、その具体例です。

7. これらの様々な特別の規律枠組みは、非常に徹底的なものであり、共通の特徴が見られます。被害者が賠償請求を行うのを容易にすべく、責任は当然責任とされ、(場合に応じて) 操業者、航空機所有者又は船舶所有者に集中され、それらの者は一定額の限度で資力を確保していなければなりません。このようにして、被害者には、責任主体の支払能力が保障されます。他方において、責任主体の免責事由は、被害者のフォートや戦争、大災害のような

(172)

場合に厳格に限定されます。その代わりに、潜在的な責任主体の責任は有限であり、それらの者の責任は、故意のフォートの場合でない限り、一定額の侵害を超えて追及されることはありません。もっとも、被害者は、国際条約の枠組みによるその他の賠償確保措置の恩恵を受けます。原子力の問題に関しては、2つのレベルの「連帯」を発動させるべく、ピラミッド式の補償システムが設けられています。すなわち、領土内で事故が発生した国が引き受ける国内レベルのものと、国際条約の加盟国が引き受ける国際レベルのもので、炭化水素の海上運送の問題に関しては、補償基金が、一定の上限額まで、責任主体による補償を引き継ぎます。

8. これらの特別の規律枠組みは、民事責任の細分化をもたらすものではあるものの、多衆侵害の賠償に有効に介入するものであるといえます。すなわち、それらは、当該活動分野の特殊性を考慮し、保険加入を義務付ける特別な枠組みを創設し、被害者に対する賠償のレベルを確保するものです⁽⁸⁾。

これらの特別の規律枠組みと比較すると、欠陥生産物の所為についての民事責任の規律は、相対的に不徹底であるように思われます⁽⁹⁾。たしかに、生産者は生産物の欠陥により生じた侵害について、当然に責任を負うとされています。しかし、生産者に保険加入義務がまったく課されないため、ありうべき生産者の支払不能のリスクは被害者が負われています。このことは、それを補完する連帯の仕組みがまったく設けられなかっただけに、いっそう深刻です。他方において、生産者の免責事由の中には、開発危険、すなわち生産物を流通に置いた時点における科学的・技術的知見の状態では発見できなかった欠陥が含まれています（民法典第1245-10条）。こうした不完全な状況は、きわめて逆説的です。というのは、開発危険の場合において生産物（特に保健衛生生産物）から生じた多衆侵害こそが、責任の特別な規律枠組みを設ける発端だったからです。そうした侵害の賠償により適した改正が行わ

れることを、望まずにはられません⁽¹⁰⁾。

特別の規律枠組みの増加は、多衆侵害の賠償が分野ごとに分化していることを示すものですが、かといって、民事責任の一般法では何も望めないということにはなりません。むしろ真逆であって、一般法の生命力は、一般法の適切性を示しています。

B 一般法の生命力

9. たしかに、民事責任の一般法の生命力によって、たった今検討したように、特定の活動分野について特別の民事責任の規律を設ける必要がなくなるわけではありません。しかし、一般法が多衆侵害を幅広く把握するために必要な手段を備えていることも、示されてきました。

そうした手段のうちまず強調されるべきは、民事責任の責任原因の柔軟性です。民事責任の責任原因は一般性を獲得し、それゆえ、工業的・技術的な成長、意思決定態様の複雑化、あるいは大量生産・大量流通のプロセスによりもたらされる新たな状況に対応することができました。一般法の責任原因は、産業活動により生じる多衆侵害を把握する能力を備えたのです。

まず、フォートの例を見ましょう。一方で、非常に厳格な規制に服する活動に際しては、義務違反を捉えて、その主体の責任を生じさせるフォートを肯定できます⁽¹¹⁾。他方において、フォートの概念をより一般的に社会的行動規範として捉えるならば、単に疑われているにすぎず顕在的でないリスクに際して究極的な警戒レベルを要請する予防原則⁽¹²⁾のように、新たな問題群を包摂することもできます。次に、物の所為の例を見ましょう。物の所為は、(民法典旧第1384条第1項〔現第1242条第1項〕に基づいて)物の保管者に当然責任を課します。判例は、多衆侵害の源となりうるものが容易に想定できるような物についても、この法理を適用することができました。排煙、有毒ガス⁽¹³⁾、化合肥料⁽¹⁴⁾、爆薬⁽¹⁵⁾その他工業用地に置かれうる物質及び生産

(174)

物⁽¹⁶⁾です。AZF 工業団地爆発事故の後、旧第 1384 条第 1 項に基づく物の所為による責任の推定責任主体として自身が主たる賠償債務者となると考えたトタル＝フィナ＝エルフ・グループは、後述するように、爆発により生じた多衆侵害の賠償についての和解措置に専心しました⁽¹⁷⁾。さらに、最後に、近隣妨害の法理の例ですが、これも責任原因の観点からの一般法の生命力を例証するものといえます。これは、客観的責任を実現する法理であり、大気汚染、水質汚濁、あるいは土壌汚染を把握するのに十分な広い射程を有するものです⁽¹⁸⁾。

責任原因の柔軟性のほかに、一般法が多衆侵害の賠償に適應する能力を備えていることを示すうえでさらに強調に値するのが、因果関係の柔軟性です。因果関係を条件の等価性と定義すると、侵害の実現に必要であったであろう諸条件のうち任意の 1 つを、侵害所為と認定することが可能になります。これにより、被害者は、因果関係の連鎖における複数のコマの中から 1 つを選択し、賠償負担に耐えるのに最も適した者に対して民事責任訴権を行使することができるようになります⁽¹⁹⁾。因果関係の柔軟性は、証明レベルでも表れます。とりわけ、推定であり、被害者の証明負担の緩和がもたらされます。たとえば、判事は、侵害の発生を説明する他の事象が存在しないことをもって、因果関係を認定することができます⁽²⁰⁾。また、判事は、侵害の実現が既存の危険状況の予見しうる結果であると認定することもできます⁽²¹⁾。さらに、判事は、真の法律上の推定を認め、因果関係の証明負担を転換することもできます。たとえば、エイズ・ウイルスや C 型肝炎ウイルスにより汚染された血液により生じた多衆侵害について、判事は、特に、輸血の日付や、被輸血者の生活態様ないし病歴上その他の感染リスクの要素が存在しないことをもって、法律上の推定を認めました⁽²²⁾。

10. 別の観点からも、一般法の生命力は例証されます。すなわち、フラン

(175)

ス民事責任法の改正草案に盛り込まれた諸提案です⁽²³⁾。カタラ草案（フランス債権法改正草案）は、その第 1362 条で、以下の規定により、民事責任の新たな責任原因を認めることを提案します。「第 1 項：異常に危険な活動を行う事業者は、その活動が適法なものであっても、この活動の結果として生じる侵害を賠償する義務を負う。ただし、特別の規定がある場合には、この限りでない。／第 2 項：多数の者に同時に作用しうる重大な侵害のリスクを創出する活動は、異常に危険なものとなされる。／第 3 項：事業者は、第 1349 条ないし第 1351-1 が規定する要件における被害者のフォートの存在を証明することによってのみ、免責されうる。」。他方、テレ草案は、その第 23 条において、以下のように提案します。「第 1 項：特別の規定がない限り、環境法典における指定に服する施設の事業者は、自己の活動によって生じる人の身体的完全性若しくは心的完全性に対する侵襲又は財産に対する侵襲について、まさに指定を正当化するリスクの実現によって侵害が生じた場合には、当然に責任を負う。／第 2 項：事業者は、被害者の宥恕しがたいフォート又は不可抗力の性質を示す第三者の故意による所為を証明することによってでなければ、責任を免れない。」。

これらの草案において提案されている責任原因の守備範囲は十分に広く、その規律枠組みは柔軟であるために、これらは、産業活動に固有の多衆侵害を一般法が把握する能力を高めるものといえます。被害者にとっては、特に、事業者に集中される客観的責任や、非常に限定された責任主体の免責可能性という点に、前述の特殊な規律枠組みのメリットが再び見出されます。たしかに保険の強制はまったくありませんが、このような責任原因の定式化により、事業者に保険加入を促すでしょう。これらは立法提案にすぎませんが、一般法がなお、多衆侵害の賠償という挑戦に応じるための手段を有していることが確認されます。

11. 民事責任と結び付いた多衆侵害の賠償の表れとしての、このような一般法及び責任の特別の規律枠組みの一方で、民事責任と切り離された多衆侵害の賠償の実態を示す規律枠組みも発展してきました。

II 民事責任と切り離された多衆侵害の賠償

12. 民事責任と賠償が切り離されるのは、特定の多衆侵害の事例で提起される困難な問題に対処するために、立法者が状況に応じた補償の規律枠組みを創設する場面です。具体的には、エイズ・ウイルスに汚染された血液の輸血被害者、アスベスト被害者、さらには、状況がいささか異なりますが、AZF 工業団地爆発事故被害者のために創設されたものが挙げられます。ここでは、被害者と責任主体の対峙は後景に退き、さらには消失します。2つの手法が用いられてきました。補償基金 (A) と直接保険 (B) です。

A 補償基金の手法

13. 補償基金の手法は、エイズ・ウイルスに汚染された血液の輸血による多衆侵害や、アスベストによる多衆侵害について、立法者が最終的に用いたものです。当初、賠償は、裁判所を通じてなされました。しかし、ここで述べるのには長すぎる様々な理由により、訴訟の方法は満足のものではありませんでした。多数の被害者が生まれ、早急に賠償する必要性があり、その正当性は疑いのないものであったことから、すでに相当に高まっていた世論が加速しました。そして、輸血によりエイズ感染した被害者の特別の補償規律枠組みが1991年に⁽²⁴⁾、アスベスト被害者の特別の補償規律枠組みが2000年に⁽²⁵⁾、それぞれ立法されました。

14. これらの補償規律枠組みを検討すると、以下の共通の特徴が導かれます。まず、被害者は、いかなる場合でも、この補償規律枠組みに依拠するこ

とを義務付けられません。しかし、依拠することを促されます。というのは、補償基金の創設は、正当な賠償を得るのを容易にし、促進するためのものだからです。すなわち、被害者は、全案件の管理権限を有する単一の窓口で賠償申請を行います。被害者は、基金があらかじめ定めた書式を、請求を基礎付けるのに必要な書類を添付して提出することにより、自身の健康状態に侵襲が加えられたこと（たとえば、エイズ抗体陽性や肺疾患）と、輸血なりアスベストへの暴露なりの事実を証明しさえすれば済みます。この際、因果関係は推定され、補償基金の側に、数か月の期間内に推定を覆す負担が課されます。申請に理由があると考えられる場合、基金は、各損害項目と支払承認額（被害者がすでに受領することができた金額を考慮）とを記載した申出を、被害者に提示します。もちろん、基金による決定を裁判所で争うことはできますが、限られた場合においてのみです（この点につき、不十分な仕組みであるとの指摘がありました）。また、被害者は、基金の申出を拒絶する場合には常に、裁判により賠償を請求する道を選ぶことができます。

補償基金は、被害者に賠償した後は、通常は、侵害の責任主体及び何らかの資格に基づき賠償義務を負う者又は機関に対して、代位求償権を有します。ただ、いずれにせよ、これだけを資金源とするのでは不確かすぎます。基金は、主として、様々な形式による国家連帯によって資金を獲得します。アスベストに関しては、国の拠出金及び社会保障の一般的枠組みにおける労働事故・職業疾病部門の拠出金、汚染血液に関しては、国の予算及び保険会社の拠出金です。

15. 多衆侵害の賠償のためにこうした補償基金の手法を用いることには、複数の長所があります。

第1に、特定の侵害事例に適応したものであるという点です。それぞれの基金は、特定の侵害事例に対処するために事後的に作られたものだからで

す。責任のメカニズムからの撤退により、賠償は、もはや、それを遅らせたり挫折させたりするような一般的な規律の適用に左右されません。補償基金の手法による賠償は、被害者や侵害のタイプに応じてカスタマイズされた解決なのです。そのことの表れとして、補償基金は、対象たる被害者や被害者が受けた災難の名を冠しています。また、賠償の要件は、先験的に被害者の利益に沿うように設定されていますが、そうであるにもかかわらず立法者により目標として設定されているがゆえに、侵害の全部（全額）賠償の原則も否定されません。証明のレベルでは、一般法で要求されるよりも低い要求レベルが設定され、因果関係の証明が技術的にとても難しい侵害事例において、否定しがたいメリットを提供しています。他方において、補償基金が決定を下さなければならない期間は短く設定され、これにより賠償手続が促進され、あるいは少なくとも被害者の運命を早く決めてやることに役立ちます。

その他の長所として、被害者への賠償が真に保障されるという点が挙げられます。通常、被害者は、補償基金の支払不能をおそれる必要がないからです。また、民事責任から切り離されたこの賠償手法のさらにもう1つの長所として、資金調達方法の柔軟性が挙げられます。国家連帯に基づいているからです。

16. このように様々な長所があるがゆえに、補償基金の手法は多衆侵害の賠償のために有効であるということが出来ます。こうした長所は、別の形で、直接保険の手法にも見出すことが出来ます。

B 直接保険の手法

17. 直接保険の手法は、2003年7月30日の法律において、技術的災害により生じる財産侵害の賠償について、立法者により選択された手法です⁽²⁶⁾。

これは、すでに言及したトゥールーズの AZF 工業団地爆発事故による侵害の賠償について組織されたやり方に直接の示唆を得たものです。この爆発事故は、多くの人身侵害をもたらしました（死者 30 名、負傷者 2500 名、入院 800 名）。他方において、多数の財産侵害ももたらしました（被害家屋 2 万 7000 戸、災害申請 7 万件、職業者としての申請 7000 件）。これらの侵害の賠償のために、賠償債務の主要な利害関係者、すなわち民法典第 1384 条第 1 項に基づき物の所為について「責任を負うと推定される者」（トタル＝フィナ＝エルフ・グループ）と物保険契約上定められた補償を被害者から請求されうる保険者のイニシアチブにより、特徴ある措置が実施されました。様々な合意により、財産侵害の賠償をどのように行うかにつき、各自の役割が定められたのです。これらの合意の文言によれば、損害保険の保険者は、簡易な鑑定を要件として、個人に対し全額補償を行います。個人の住居に対する侵害や自動車に対する侵害の補償が、制限額の適用なく行われたわけではありません。他方で、保険者は、被害者たる被保険者に対し、契約条項を超える補償金を支払うことを約束し、それにより、被害者は、全額賠償として、責任主体が負うべき額の前払を得ました。

技術的災害について補償する保険システムを立法者が作る際に模倣したのは、この措置にほかならず、こうしたシステムは、保険法典のいくつかの規定で採用されています（保険法典第 L.128-1 条ないし L.128-3 条、同第 L.421-16 条・L.421-17 条）。

18. こうした措置が大筋でどのように機能するかを理解するために、まずもって強調すべきは、ここで立法者が用いている手法は、広く普及している物保険契約⁽²⁷⁾の枠内で保険者が技術的災害のリスクを補償する義務を負うというものであるという点です。被保険者にとってのメリットは、災害の性質やその種のリスクについての補償排除条項を対抗されうることなしに、保

險者が補償義務を負うという点にあります。したがって、これは、潜在的被害者が契約締結義務を負うという意味での保険加入義務ではありません。リスク補償を保障されるというものなのです。

賠償資金の調達という観点からは、この手法は、保険者による強制的補償の基盤にこれらの保険契約を据えるという興味深いものです。補償基金とは異なる国家連帯の形態を活用するものなのです。この手法において動員されているのは、被保険者の集団です。被保険者は保険対象のリスクとは独立に、保険料を上積みされるのです。被害者がこうした保険契約に加入していない場合には、被害者は、強制損害保険保障基金の介入による恩恵を受けませんが、保険契約に加入した被害者に対する補償よりも不利な要件に服することが定められています。こうして、立法者は、保険をかけないという方向に被害者が促されることがないようにしています。

こうした保険契約に基づく補償が発動するには、2つの要件が満たされなければなりません。第1の要件は、適用領域に関するものです。立法者は、技術的災害の概念を、多数の不動産に被害を与えたであろう一定の工業事故を想定して定義しました。こうした工業事故については、補償の範囲は非常に広くとられています。すなわち、様々な部門（農作物、水、化学、石油、ガス等）における危険施設全体がカバーされます。また、危険物の運送による事故や、天然ガス、炭化水素、あるいは化学生産物の地下貯蔵により生じる事故もカバーされます。補償の範囲が制限的であるように思われるのは、むしろ、事故により被害が生じるべき多数の不動産についてです。というのは、居住不能500戸に限定されているからです。

補償が適用されるための第2の要件が、行政当局による技術的災害状態の確認です。立法者は、これを要求することにより、技術的災害の概念を保険者が恣意的に解釈できないようにしようとしました。

技術的災害の補償を適用するための要件が満たされる場合には、法律が定

めるルールに従って、補償が実施されます。

保険者（又は基金）と被害者の関係では、法定の支払期限は3か月に設定され、これにより賠償が一定程度迅速になされることが担保されます。侵害見積書の交付の日ないし技術的災害状態を確認する行政処分の日から起算して3か月です。他方において、全額賠償原則の遵守が保険者に課されることにより、制限額の定めは禁じられます。反対に、保障基金が行う補償には上限があります。

次に、保険者（又は基金）と技術的災害の責任主体の関係です。保険者又は基金は、支払額の限度で、補償を受けた被害者の権利に代位すると定められています。多衆侵害の最終的な賠償負担は、責任主体に課されるのです。立法者は、代位求償権の行使を容易にするために、保険者又は基金が責任主体に被害者への支払額を容易に主張できるようにするための推定の仕組みを設けています。すなわち、一定額については正当な補償金であると推定され、侵害の実態や賠償の評価を争う負担は、責任主体に課されています。

こうした措置の唯一の影の側面は、職業者が被った財産侵害、さらにはとりわけ、人身侵害を排除しているという点にあります。

* * *

19. 以上、フランス法における多衆侵害の賠償について紹介してきましたが、こうした現在の規律の有用性は、どのように評価することができるでしょうか。

確かなのは、このように規律が多様であること自体、多衆侵害が賠償法に対して非常に強いインパクトを有していることを証言しているということです。賠償法が民事責任と結び付けられたままであるにせよ、それと切り離されるにせよ、多衆侵害という侵害事例の特殊性に対応し、そうした特殊性が発する挑戦に応じるために、賠償法は発展、さらには革新を余儀なくされてきました。

20. これらの発展・革新は、さらに続きます。3つの例を出しましょう。第1の例として、ここ数年、フランスの立法者は、集団訴権のモデルを發展させています⁽²⁸⁾。これは、古典的な個人による手続よりも多数侵害事例に先験的に適応した賠償訴権手続として、よく知られています。ただし、これはなお確認を要する事柄であって、特に保健衛生生産物が多衆侵害の原因である場合にフランス式の集団訴権が有効に機能するかが、今後数年で測られることになるでしょう。多衆侵害が推進する賠償法のダイナミズムの第2の例は、まさにこの保健衛生生産物に関わります。セルヴィエ社が製造・商品化したメディアートルという医薬品のスキャンダルを受けて、立法者は改革に乗り出しました。すなわち、被害者に無料の鑑定手続を提供し、そこで補償を是とする意見が示されたならば、責任主体が申出・補償を行うことが義務付けられるという独創的な措置を設けました⁽²⁹⁾。責任主体による補償がなされない場合には、国家連帯が引き継ぎます。ごく最近、デバケン薬に関する新たな保健衛生スキャンダルの被害者の補償を促進すべく、このモデルが参照されました⁽³⁰⁾。第3の例は、多数の被害者を生んだ最近のパリヤニースでのテロ行為という、より特定された文脈に関わります。ここでは、直接被害者の苦悶損害と近親者の特定侵襲損害という2つの損害項目を浮かび上がらせる必要があると考えられました⁽³¹⁾。

このように、多衆侵害は、まさしく、フランス賠償法の展開の原動力となっています。

- (1) 多衆侵害の概念につき、詳しくは、A. Guégan-Lécuyer, *Domages de masse et responsabilité civile*, préf. P. Jourdain et Avant-propos G. Viney, LGDJ, 2006, n° 46 et s.
- (2) 特に、参照：P. Lagadec, *La civilisation du risque, Catastrophes technologiques et responsabilité sociale*, Seuil 1982, p. 15 et s.
- (3) H. Jonas, *Le principe responsabilité*, traduit par J. Greisch, éd. Du

- Cerf, 1990.
- (4) G. Viney, *Traité de droit civil. Introduction à la responsabilité*, 3^e éd., LGDJ, 2008.
 - (5) 特に, 参照 : D.N. Stanesco, *La responsabilité dans la navigation aérienne, Dommages causés aux tiers à la surface*, préf. P. de la Pradelle, Les éditions internationales, Paris 1951. フランス法は, 旅客に生じた侵害についての民事責任の特別の規律枠組み (1931年法によるワルシャワ条約の批准) 以前から, 地上の第三者に生じた侵害 (現在の民間航空法典第 L.142-1 条以下) についての民事責任の特別の規律枠組みを備えていた。これらの規律全体及びその展開については, A. Guégan-Lécuyer, supra note 1, n° 113 et s.
 - (6) 原子力施設ないし原子力船が生じさせた侵害についての規律につき, 特に, 参照 : Ph. Brun, *La responsabilité du fait de l'énergie nucléaire, Lamy Responsabilité*; A. Guégan-Lécuyer, supra note 1, n° 116 et s.
 - (7) C. Wu, *La pollution du fait du transport maritime des hydrocarbures, Responsabilité et indemnisation des dommages*, préf. B. Stern, Pédone, 1994, n° 1124 et s.; A. Guégan-Lécuyer, supra note 1, n° 119 et s.
 - (8) こうした特殊な責任の正当化につき, A. Guégan-Lécuyer, supra note 1, n° 254.
 - (9) フランス民法典第 1245 条以下。
 - (10) 筆者の提案につき, 参照 : A. Guégan-Lécuyer, supra note 1, n° 265 et s.
 - (11) 特に, 参照 : G. Viney, «Les principaux aspects de la responsabilité civile des entreprises pour atteinte à l'environnement en droit français», *JCP G* 1996. I. 3900, n° 10.
 - (12) G. Martin, «Précaution et évolution du droit», *D.* 1995, chr. p. 299, spéc. 301; A. Guégan-Lécuyer, «L'apport du principe de précaution au droit de la responsabilité civile», *RJE* 2/2000, p. 147; Ph. Kourilsky et G. Viney, *Le principe de précaution*, Rapport au Premier ministre, éd. Odile Jacob, La documentation française 2000, p. 215.
 - (13) Civ. 2^e, 17 déc. 1969, *Bull. civ.* II, n° 353.
 - (14) Civ. 2^e, 4 fév. 2000, n° 98-17861.
 - (15) Civ. 2^e, 11 juillet 2002, n° 00-21892.
 - (16) 文献につき, 参照 : A. Guégan-Lécuyer, supra note 1, n° 214; G.

- Viney, P. Jourdain et S. Carval, *Traité de droit civil. Les conditions de la responsabilité*, 4^e éd., LGDJ, 2013, n° 635.
- (17) 実施された措置及びその状況につき, A. Guégan-Lécuyer, *supra* note 1, n° 293 et s.
- (18) 特に, 参照: G. Viney, «Les principaux aspects de la responsabilité civile des entreprises pour atteinte à l'environnement en droit français», *JCP G* 1996. I. 3900.
- (19) 全部義務の適用につき, 特に, 参照: G. Viney, P. Jourdain et S. Carval, *supra* note 16, n° 378-1 et s.
- (20) G. Viney, P. Jourdain et S. Carval, *supra* note 16, n° 382, note 291.
- (21) G. Viney, P. Jourdain et S. Carval, *supra* note 16, n° 369.
- (22) Y. Lambert-Faivre, «L'indemnisation des victimes post-transfusionnelles du sida: hier, aujourd'hui et demain», *RTD Civ.* 1993, p. 1; *Civ.* 1^{re}, 9 mai 2001 et 17 juillet 2001 (2 arrêts), *RTD Civ.* 2001, p. 889, obs. P. Jourdain.
- (23) もっとも, これらの提案は, 司法省による最新の改正草案 (2017年3月) では採用されていない。
- (24) 様々な社会秩序措置に関する 1991年12月31日の法律第1406号 (*JO* 4 avril 1992) 第47条。この措置の採用経緯につき, 参照: Y. Lambert-Faivre, *supra* note 22; A. Guégan-Lécuyer, *supra* note 1, n° 125 et s.
- (25) 2001年の社会保障の財源に関する 2000年12月23日の法律第1257号 (*JO* 24 décembre 2000) 第53条; アスベスト被害者の補償基金に関する 2001年10月23日のデクレ第963号 (*JO* 24 octobre. 2001)。この措置の採用経緯につき, 参照: H. Arbousset, «L'amiante: la création d'un fonds d'indemnisation pour canaliser une bombe à retardement», *RRJ* 2001, p. 873; A. Guégan-Lécuyer, *supra* note 1, n° 127 et s.
- (26) 保険法典第L.128-1条以下 (技術的・自然的リスクの防止及び侵害の賠償に関する 2003年7月30日の法律第699号 (*JO* 31 juillet 2003) による)。この法律の経緯につき, 参照: A. Guégan-Lécuyer, «Le nouveau régime d'indemnisation des victimes de catastrophes technologiques», *D.* 2004, chr. p. 17.
- (27) 火災並びに国内の居住用財産又は居住用建物内財産に対する侵害を補償する保険契約である。
- (28) 保健衛生システムの現代化に関する 2016年1月26日の法律第641号

- (JO 27 janvier 2016) 及び 2016 年 9 月 26 日のデクレ第 1249 号；公衆衛生法典第 L. 1143-1 条以下・同第 R. 1143-1 条以下；21 世紀の司法の現代化に関する 2016 年 11 月 18 日の法律第 1547 号 (JO 19 novembre, 2016) 及び 2017 年 5 月 6 日のデクレ第 888 号；民事訴訟法典第 60 条以下。多衆侵害の問題における集団訴権の意義につき, A. Guégan-Lécuyer, *supra* note 1, n° 343 et s.
- (29) 公衆衛生法典第 L. 1142-24-1 条ないし第 L. 1142-24-8 条・第 R. 1142-63-1 条ないし第 R. 1142-63-17 条；G. Viney, P. Jourdain et S. Carval, *Traité de droit civil. Les régimes spéciaux et l'assurance de responsabilité*, LGDJ, 4^e éd., 2017, n° 343 et s.
- (30) 公衆衛生法典第 L. 1142-24-9 条ないし第 L. 1142-24-18 条・第 R. 1142-63-18 条ないし第 R. 1142-63-38 条；G. Viney, P. Jourdain et S. Carval, *supra* note 29, n° 351 et s.
- (31) «Livre blanc des avocats de victimes», *Gaz. Pal.* 6 déc. 2016, p.78；S. Porchy-Simon, «L'indemnisation des préjudices situationnels d'angoisse des victimes directes et de leurs proches», 6 mars 2016, www.ladocumentationfrancaise.fr；*Gaz. Pal.* 6 juin 2017, p.46, entretien avec S. Porchy-Simon.

* 本稿は、科学研究費補助金・基盤研究 (A) 「現代独仏民事責任法の融合研究－日本法の再定位を目指して」の研究成果の一部である。